

【質問内容・大綱 2 点】

1. 乳幼児医療費助成制度

- ・助成対象年齢の拡大
- ・ワンコインの受益者負担
- ・子どもの医療費助成推進のための所得制限撤廃
- ・制度設計の見直し、改正
- ・乳児医療制度の対象年齢拡大のための財源
- ・ある一定の受益者負担も考慮した制度設計と財源負担に対する知事の所感
- ・全国の実態を踏まえた制度設計の見直し

2. 保育・幼児教育政策

- ・保育所入所待機児童の問題
- ・土曜日の預かり保育補助
- ・幼稚園経営の現状と補助の上乗せ
- ・県・市町村による預かり保育補助制度の充実
- ・認可保育所の保護者負担の平準化のための公的支援措置
- ・幼稚園施策の担当部署見直し
- ・幼稚園行政の市町村への移譲
- ・幼稚園施策と保育所施策に対する県独自の取り組み
- ・幼稚園における障害児教育に係る補助、私立幼稚園に対する特別支援教育補助

【前段】

今、各地域で地方議会と議員のあり方が問われております。首長と議会が対立し、議会が機能不全となっているところもあります。そして、例えば減税のワンフレーズで世論を先導し、よい結果があるような期待感ばかりを膨らませ、その結果に対する根拠が不明なものも見受けられます。政権交代のワンフレーズの期待感に今、この状況をつくり出している。同じ過ちを繰り返すのではないか、大きな危惧を感じられずにはられません。むだや改めるべきものがあっても、それはそのままなくすことではなく、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や子育て支援の拡充策、その分野は枚挙にいとまなく、解決すべき課題は多くあり、何より、次の世代へ引き渡そうとする借金の負担を減らすことも考えないのは、余りにも無責任なことであります。県民皆様に責任ある議論、議会の意義をしっかりと示してまいりたいと考えます。

1.乳幼児医療費助成制度

質問1 助成対象年齢の拡大

乳幼児医療費助成対象は、通院が2歳児まで、入院が小学校就学前までであり、老齢福祉年金の受給基準の所得制限の限度額としております。給与所得者の標準世帯で、おおむね年収640万円ということになっております。全国の状況を調査しますと、助成対象年齢をこの範囲にしているのは本県と大阪府と佐賀県のみで、ほかは入院、通院ともに小学校入学前までとか小学生までとか、対象範囲を広く助成しており、本県を含む3つの府県がワースト1位タイであります。更に、所得制限については、佐賀県が制限なし、大阪府が児童手当の特例給付基準のおおむね年収850万円となっており、大変残念なことに、我が県は全国最低ということになっております。負の課題の軽減、解消を目指し、安心安全、幸せを実感できる社会を構築するため、そして、全国最低という本県の汚名を返上できるよう、思い切った措置を講じるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

答弁1 (村井嘉浩知事)

乳幼児医療費助成制度が子育て家庭への経済的支援として重要な施策の一つとなっているということは、私も十分認識をしているところでございます。

そこで、先般の知事会におきましても、全国一律の現行の給付のほか、サービス給付であっても、例えば乳幼児医療費に対する助成など既に国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され定着しているものにつきましては、国の責任において所要の財源を措置するよう要望させていただきました。

この制度は、全国の自治体が一般財源によって我が国の医療制度を補完する形で実施されている現状にあり、このように全国的に普及浸透している制度でありますことから、社会保障制度の一環として、国が一元的に責任を持って対応すべき制度ではないかと考えております。今後もさまざまな機会をとらえまして、国の制度とするよう要望してまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

質問 2 ワンコインの受益者負担

仙台市は、来年度、3歳以上の保護者からは、通院の場合は初診時のみワンコイン・500円の自己負担で小学校3年生まで、入院は一日500円で最大年間5千円を限度の自己負担で中学3年生までと、助成対象を大幅に拡大するようです。仙台市も財政調整基金を全額取り崩し、電力株の売却益を見込んで編成するなど、財政調整基金を温存した本県以上に財政が厳しい中、奥山仙台市長の英断を感じるところであります。仙台市のように、また全国38都道府県のように、ワンコインの負担を求めるなど、ある一定の受益者負担もお願いし、助成対象年齢を引き上げていく施策も検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

答弁 2 (岡部敦保健福祉部長)

通院を小学校就学前まで拡大いたしまして、所得制限なしで自己負担等なしの場合は7億5千万円かかり、自己負担ワンコインの場合はそれでも5億8千万円の負担増になるという試算となっています。先ほど知事が申しましたように、財政状況が厳しい状態であると思っています。

質問 3 子どもの医療費助成推進のための所得制限撤廃

私はこの制度において、対象年齢の拡大の範囲と受益者負担の導入、そして、所得制限の有無が大きな課題になるのではないかと考えております。

その中において、まず所得制限の考え方について伺ってまいります。

本来、所得の多い親は累進課税で税を多く払っているわけですから、子供は皆同じく医療費助成を受けられるよう所得制限撤廃することは、税の公平性の観点からも必要であるのではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

答弁 3（岡部敦保健福祉部長）

所得制限を撤廃した場合の試算を申し上げますと、対象年齢を現行のままで所得制限を撤廃した場合、約 2 億 1 千万円の増という試算となっております。また、通院の対象年齢を小学校就学前に拡大し、なおかつ所得制限を撤廃した場合、11 億 3 千万円の増という状況になります。

乳幼児医療制度そのものにつきましては、乳幼児期の医療費に係る経済的な負担を軽減すること、適切な受診機会を確保することによって、児童の健全育成に努めることを目的としておりますが、その目的の一番の主眼は、所得の低い方の受診機会が損なわれないように制度を運営しているということでございます。例えば子ども手当につきましても、今現在、所得制限はないわけですが、国の制度といたしましても、旧児童手当とか児童扶養手当、特別児童扶養手当につきましては所得制限を行った上でなされておりますし、医療制度につきましても、母子・父子家庭あるいは心身障害児者の医療費助成制度につきましても、所得制限を行った上でなされております。必ずしも所得制限を設けることによって、所得の高い家庭の児童の受診機会が損なわれるということもございませんので、税の公平性の観点とは直接は結びつかないと思っております。

質問 4 制度設計の見直し、改正

対象年齢の拡大の範囲を、できれば受益者負担なしにやっていくことが一番よいと考えています。しかしながら、先ほど財源の話も出ましたとおり、一部負担が出れば 5 億 8 千万円の負担増になります。そこも含めて恒久的にするためには、ある一定の受益者を求めていくことも必要ではないかと考えます。対象年齢の拡大は全国 38 都道府県でも行っておりますし、仙台市も受益者負担によって拡大を行いました。財源的な負担の部分で、この制度設計の考え方を改める時期にあるのではないかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

答弁 4（岡部敦保健福祉部長）

子育てにつきましては、やはり社会全体としてしっかりと考えていかなければならない大変重要な問題でございます。その中でも、医療制度につきましては大変重要なポイントでございますので、社会情勢の変化に応じて、常に制度そのものを見直ししていかなければならないと思っております。国との役割分担なども多面的に検討させていただきながら、県の財政状況等も踏まえつつ、議論をさせていただきたいと思っております。

質問 5 乳児医療制度の対象年齢拡大のための財源

乳幼児医療費制度の財源ですが、当初予算に計上されていない一括交付金の議論があり、制度設計が定かでないという答弁もございました。恐らく、私の試算で約 8 億円の財源は確保できると思っております。それに対して、一部負担を入れた場合、5 億 8 千万円の財源で可能だという答弁もいただきました。そしてまた、子ども手当の上積み分の財源措置も、法案が通っていないため定かではありませんが、当初予算に計上されておりません。補正予算で両方出てくると思うのですが、そこに対する新規事業の一つとして、乳幼児医療費の対象範囲を拡大した施策に対する検討が、現状の中であるのかどうか、お伺いします。

答弁 5 (今野純一総務部長)

今、佐々木委員のお話しになった一括交付金等のまだ制度がはっきり示されていない部分ですが、基本的にはハードのところはメインとなる交付金となるだろうという想定をいたしております。そのため、乳幼児医療といった分野に振り向けるというのは難しいと思っております。

質問 6 ある一定の受益者負担も考慮した制度設計と財源負担に対する知事の所感

村井知事は今定例会において、性犯罪者やDV加害者に対してGPS携帯の義務づけの方針をめぐり、国が動かないのであれば国を動かす原動力としての政治家の覚悟を示しております。

乳幼児医療費助成制度も一向に国が動かない制度でございます。ましてや現政権では、私は財源が出てくるとは到底思えません。これについては、先ほど申し上げた現状のままいくと、財政負担が非常に重いので、ある一定の受益者負担も考えながら、知事の制度設計そのものの考え方と、また財源負担を何とか絞り出す英断を示すべきでないでしょうか。知事の考え方をお聞かせ下さい。

答弁 6 (村井嘉浩知事)

私は決してお金がないからできないと言っているわけではございません。もちろん根底には財政が厳しいというのも一つの理由としてはありますが、乳幼児医療費助成制度は全国どの自治体も全部やっているということ、そして、どの自治体も財政は厳しくても削ることができないような制度になっているということでもあります。したがって、この制度は子育てにとってなくてはならない制度であり、やはり国が重い腰を上げるのが優先ではないかと考えています。したがって、その点について、私はまず国に対してずっと主張し続けることが何よりも大切だと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

質問 7 全国の実態を踏まえた制度設計の見直し

私も、乳幼児医療費助成制度を国の制度とすることに毛頭否定するつもりございません。しかし、先ほど申し上げたとおり、余りにも県の制度設計のかさ積みが高過ぎるというのが、だれもが思っているところでございます。本県が全国の最低だというこの状況で、知事会等で知事が一生懸命発言をしても、私は説得力に欠けると思っています。先ほど申し上げましたとおり、ある一定の受益者負担も求めるあり方はこれからの流れですので、その制度設計についてどのようにお考えか、知事のご意見を再度お聞かせください。

答弁 7 (村井嘉浩知事)

受益者に負担をしていただく、あるいは通院時にはお金を 1 回払って、そして後でお金が返ってくるようにするなど、やり方はいろいろあるかと思っております。それは、当然その時代の要請に合わせて適宜見直していくということも必要だと思っておりますが、今の議論は、制度のあり方自体について、だれがどこで、どのように負担するかという議論でございます。その点については、私はなかなか考え方を変えることはできません。もちろん、制度の見直しにつきましては、柔軟に検討してまいらなければならないと思っております。今ある範囲内で考えていきたいと思っております。

2.保育・幼児教育政策

質問 8 保育所入所待機児童の問題

次に、保育・幼児教育政策についてお伺いします。

保育所入所待機児童の問題が緊急の課題になって久しく、待機児童を抱える市町村は、この解消に向け懸命に取り組んでいるわけですが、一方で、大切な幼児教育の資源である私立幼稚園が大変な状況になっております。例えば仙台市では、この3年間で市内の13の私立幼稚園が閉園に追い込まれるという事態が生じております。この原因は明らかです。働く母親の増加など、子育てをめぐる社会環境の変化に幼稚園が対応しようとしても現在の補助制度では困難で、預かり時間や保育料の負担の問題で保護者が認可保育所を希望するようになってきていることから、幼稚園の園児数が減少し続けているのです。

私は、待機児童解消という社会課題を明確につきつけられている今だからこそ、現存する幼稚園施設やノウハウを有効に活用するために、私立幼稚園に対する支援策の充実を図るべきであると考えております。幼稚園と保育士をめぐる社会環境を照らし合わせれば、幼稚園が預かり保育を充実させ、保育料も可能な限り保育所に近づけない限り、市町村は保育所を続けなければいけませんし、結果として、私立幼稚園がどんどん閉園に追い込まれることは必定です。この現状に対する御認識をお聞かせください。

答弁 8 (村井嘉浩知事)

少子化で幼児数全体が減少していることもあり、幼稚園児数も減少しておりますが、一方、保育所につきましては、入所児童数、箇所数とも増加をしている状況です。こうした状況は、核家族化の進展、親の就労状況の変化などの影響により、未就学児童やその家庭を取り巻く子育て環境に対するニーズが変化しているあらわれではないかと考えております。こうした現状を踏まえますと、県内の就学前の幼児に対する教育・保育だけではなく、家庭の子育て全体に対する支援策の充実が求められているため、地域の資源を有効活用して、こうした要請にこたえていく必要があるものと認識をしております。

私立幼稚園に関しましては、地域の貴重な教育資源として、これまで先駆的な幼児教育を実践していただいておりますが、今後はこうした機能に加え、地域の子育て支援機関としての機能も担っていただくことが望ましい姿だと考えております。

質問 9 土曜日の預かり保育補助

私立幼稚園に対する子育て機能の一つとして、預かり保育事業が大きく挙げられます。本県も国の制度に基づき預かり保育補助を行っており、予算計上がされております。しかし、国の制度があるにもかかわらず本県が運用していない預かり保育助成の制度がございます。それは幼稚園の休業日、具体的には土曜日の預かり保育補助のことでございます。

この件については、宮城県市長会からも要望がなされておりますが、宮城県の回答は、「補助額に対する人件費等幼稚園の負担が大きく、補助対象となり得る幼稚園は少ないものと予想されますことから、今後、幼稚園等の状況を見ながら実施の是非を検討していきたい」というものです。これでは、「この補助額ではどうせ実施できないから補助しない」と言っているようなものではないでしょうか。国の制度があるのですから、県が何らかの上乗せをして、市町村と協力してでも補助するといった対応が必要であると思えます。県の積極的な取り組みが求められております。いかがでしょうか。

答弁 9 (村井嘉浩知事)

預かり保育に関しましては、県として、これまでも、毎年度 5 月に行う学校基本調査や、8 月から 2 月まで実施をしております運営状況の立入調査などの機会をとらえて、幼稚園の生の声を聞くほか、私立幼稚園の団体との意見交換を通じて需要の把握に努めてきました。

子育て支援施策につきましては、今年度策定をすることとしております学ぶ土台づくり推進計画や、平成 21 年度に策定をいたしました新みやぎ子どもの幸福計画後期計画におきまして、その充実に向けて各種施策を推進することとしております。現在、国のこども園の議論が進められておりますので、この動向を見きわめた上で、今後のあり方についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

質問 10 幼稚園経営の現状と補助の上乗せ

土曜日の預かり保育に対する補助は、国の制度設計で 66 万円の基礎部分であり、私立幼稚園が最も望んでいる、人件費に対する補助です。この人件費に対する 66 万円の補助では、手を挙げても出し前が多過ぎて幼稚園経営が成り立たなくなるという問題がございます。それに対する県としての上乗せ、そしてまた市町村としての上乗せも含めて弾力的な運用を図っていくべきだと考えます。県独自の取り組み、そしてまた市町村との関係の中でどのような話し合いがなされているのかをお聞かせ下さい。

答弁 10 (今野純一総務部長)

まず、幼稚園側からの要望については、幼稚園全体として明確な形ということではまだいただいたことがありません。

それから、仙台市との関係では 10 年ほど前に、幼児期の子供に対して県と仙台市の間での役割分担をし、現行の制度ができています。その後、仙台市もここ 10 年ぐらいの間で大分状況が変わってきており、県でもう一歩前に出た対応ができないのかというアプローチがあることも確かです。そのときに、どういう制度設計をできるかという、今、佐々木幸士委員のお話のあった 66 万円というのは、県がその制度として窓口を広げたとしても、国の基準としては 66 万円で頭打ちということもあるようです。それに関してどう考えればいいのか整理できていない現状です。

また、幼稚園もいろんな経営者の方がいらっしゃいます。あくまでも幼稚園は学校教育であり、一日 4 時間の教育の中で役割を果たすことが責務だと考えていらっしゃる経営者の方も相当多くおり、他方では幼稚園の経営ということを考えて、預かり保育を増やしたいという方もいらっしゃるようです。なかなか幼稚園全体として方向性が定まっていないこともあり、こども園の方の議論が国全体として進んでいないのもそういった事情があると理解しております。

全体の制度設計をどうやっていくのかをまず整理しないといけません。国の制度で今 66 万円のところを、地方側の努力で地方が上乗せをしていくことで何とかするというのは、国全体の制度設計としていかなものかというところもありますので、こども園も含めた全体の議論の方向性も十分見た上で考えさせていただきたいと思っております。

質問 11 県・市町村による預かり保育補助制度の充実

市町村について、特に仙台市においては、10 年前に、市町村が上乗せをした場合、県が補助しないというような話になっているのかもしれませんが、しかし、今の法律では幼稚園行政を所管するのは県なのです。補助には県・市町村両方で上乗せをして、預かり保育補助制度を充実させるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

答弁 11 (今野純一総務部長)

実は 10 年ほど前に、上乗せに関して仙台市との議論があったようです。上乗せするかどうかという前に、国の方の制度、また、県としての補助制度の運用の仕方をもう少し研究させていただかないと、なかなか整理が難しいところがございます。

質問 12 認可保育所の保護者負担の平準化のための公的支援措置

待機児童の多い仙台市で行った、保育所の空きを待つ保護者に対する調査によりますと、幼稚園を敬遠する大きな理由として、保育時間が短い、保護者に対する預かり保育利用補助が薄い、幼稚園料金が大きな負担になっていることが挙げられます。幼稚園預かり保育科用補助の創設などを行い、認可保育所と同等の保護者負担の平準化のための公的支援措置の制度設計も検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

答弁 12 (村井嘉浩知事)

提案のごさいました預かり保育利用補助を含めまして、私立幼稚園児の保護者に対する支援の拡充につきましては、子育て支援や保育所入所待機児童の解消に関する施策の一環として総合的に検討してみたいと考えております。

先ほども申し上げましたように、今後、未就学児やその家庭に対する子育て環境の整備につきまして検討することとしておりまして、国において、平成 25 年度導入に向けて議論が進められておりますこども園の検討も見据えながら、さまざまな角度から研究してまいりたいと考えております。

質問 13 幼稚園施策の担当部署見直し

次に、私立幼稚園がこのような状況になっている一つの要因として、この補助制度が高等学校補助と同じく私学助成というくくりであるため、総務部の私学文書課が所管していることが挙げられるのではないのでしょうか。私は、幼稚園に関する施策は、子供・子育ての観点から展開することが必要だと考えております。子供・子育てを所管し、現場の実情を把握している部署が担当することとしたらいかがでしょうか、お伺いします。

答弁 13 (村井嘉浩知事)

私立幼稚園は、学校教育法や私立学校法上の学校でありますことから、私立学校を所管いたします私学文書課で学事指導や運営費の助成について担当しております。私立幼稚園を活用した子育て支援の施策につきましては、今後とも関係部局としっかりと情報共有する必要はあると考えております。今のところ、そこまで大きなそごは生じていないと考えますので、柔軟には対応してまいりたいと思っておりますが、今すぐ変える必要はないと考えております。

質問 14 幼稚園行政の市町村への移譲

昭和 22 年に制定された学校法に幼稚園は規定され、所管は文部科学省であります。一方で、同年に制定された児童福祉法に、保育所は父子家庭、母子家庭、生活困難者及び保育に欠ける者のための施設と規定され、所管は厚生労働省でございます。地方自治体においては、先ほど申し上げたように保育所が市町村、私立幼稚園が都道府県という縦割り行政による保育・幼児施策になっており、この二重行政の弊害が待機児童の問題の要因だと思っております。管轄省の一元化は言うまでもなく必要なことです。

また、税金を投じてつくった保育所が私立幼稚園の経営を圧迫し、幼稚園が閉園に追い込まれている事態が発生をしております。幼稚園行政も市町村が所管し、一体的に待機児童・未就学児施策を考えていくことも必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

答弁 14 (今野純一総務部長)

文部科学省と厚生労働省の二重行政・縦割行政については、このままでいいのかと、同じように問題意識を私どもも持っております。佐々木委員がおっしゃるように、住民に一番身近なところで市町村が幼稚園についても保育所についても役割を担うべきじゃないかというのは、確かに私どもとしても理解できる御意見だと思います。ただ、問題は、私立の幼稚園に対して、知事が設置、廃止、定員変更といった認可権限を持っているということです。その権限を市町村におろして移譲しているところが全国で三都県ございますが、国庫補助については市町村には移譲できないという国の制度になっておりますので、認可権限だけ市町村に移しても、お金については依然として都道府県だということになります。これでは市町村に認可権限を移譲した実質的な意味というのがあらわれにくいのです。これに関しては、国の方で制度設計についてしっかりと議論をしていただく必要があると思っております。

質問 15 幼稚園施策と保育所施策に対する県独自の取り組み

現政府は、こども園を含めた幼保一元化に 25 年かけており、しかもこの後 10 年かけて整備すると言っています。35 年です。その間、先ほど申し上げた問題が出てきている状況です。それに対して、県独自の取り組みと国へのもっと早い積極的なアプローチの二つが必要だと思っております。幼稚園施策と保育所施策に対する県独自の取り組み、そしてまた国への働きかけについてお聞かせ下さい。

答弁 15 (村井嘉浩知事)

特に宮城県の場合は、私立幼稚園に今まで非常に大きな協力をしていただいたということは、私も十分認識をしております。そういった意味で、やはり幼稚園がしっかりとその役割を今後とも果たしていけるような環境をつくり、またその上で、保育所もしっかりと整備をしていくことが重要だと考えておりますので、具体的な施策をしっかりと検討してまいりたいと思います。そして、国に対しましても、こども園が 10 年かけてやればそれで済むことではないということをしっかりと訴えてまいりたいと思っております。

質問 16 幼稚園における障害児教育に係る補助、私立幼稚園に対する特別支援教育補助

次に、幼稚園における障害児教育に係る補助、私立幼稚園に対する特別支援教育補助についてお伺いしてまいります。

本県が私立幼稚園に対し特別支援教育補助金として支出する補助の対象児童は、平成 22 年で 247 名、約 1 億 8 千万円でございます。発達障害児が年々増加傾向にあるにもかかわらず、県の私立幼稚園に対する特別支援教育費は毎年 250 名程度で、当初予算も約 1 億 8 千万計上されております。私立幼稚園障害児に対する特別支援教育補助の認定要件や補助基準がどのようになっているのか、お聞かせください。

答弁 16 (今野純一総務部長)

特別支援教育費補助は、障害の種類や程度などに応じて、安全上の配慮、障害に応じた適切な指導を必要とする児童を受け入れている幼稚園に対して、運営費を補助するという制度でございます。認定は、公的機関等の判定書又は医療機関等の診断書に基づいて行っております。また、補助基準は、国庫補助対象となる 2 人以上の障害児を受け入れている学校法人立幼稚園について、障害児一人当たり 78 万 4 千円。障害児 1 人を受け入れている学校法人立幼稚園や非学校法人立幼稚園など、国庫補助の対象にならないところについては、国庫補助があった場合の県負担分相当額、一人当たり 39 万 2 千円を、受け入れている児童数の数に応じて補助を行っています。

(佐々木幸士委員)

最後に、私立幼稚園は、歴史も伝統もあり、地域に根差した大切な教育資源、次代を担う子供たちの育ちにかかわる大切な資源であるとともに、大切な一つの産業でもあります。このままこの産業を衰退させ、雇用の場が失われていいわけがございません。本県もこのような産業という観点からも、幼児教育、私立幼稚園に対する所管庁としての責任をきちんと果たしていただくことを切にお願いをし、私の質疑を終わりにさせていただきます。